

沖縄県本庁舎等及び知事公舎並びに旧県立図書館
一般・産業廃棄物収集運搬業務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、沖縄県本庁舎等及び知事公舎並びに旧県立図書館の廃棄物処理業務委託契約を次のとおり締結する。

（廃棄物処理業務の対象）

第1条 廃棄物収集・運搬処理業務の対象は次のとおりとする。

本庁舎、県議会庁舎、警察庁舎、旧県立図書館の構内及び知事公舎の一般・産業廃棄物を収集、運搬処理を行うため。

（履行期間）

第2条 この契約の履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託内容）

第3条 乙は、仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

（委託料）

第4条 本契約に基づく委託料は、¥ ーとする。

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、¥ ー）

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た金額である。

2 契約金額の支払いは、月額 ¥ ーとする。

ただし、委託業務の実施期間が1ヶ月に満たない場合は、当該月の委託料は、日割計算によるものとする。

3 乙は、毎月の業務完了後の翌月に適法な委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

4 甲は、乙から委託料の請求があったときは、その請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 乙が納付すべき契約保証金は、 円とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務は、これを第三者に譲り渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(緊急時等の措置)

第9条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(業務内容の変更)

第10条 甲は、必要に応じて委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(清掃員)

第11条 乙は、清掃員の身元、風紀、衛生及び業務規律の維持に関し、一切の責任を負い、甲が適当でないと認めた清掃員は、業務に従事させてはならない。

(施設等の使用)

第12条 甲は、契約期間中、乙が業務実施上必要なごみ処理室及びごみ圧縮機械等の使用を無償で認めるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められたとき。
- (4) 契約締結後の事情により、委託業務を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当する場合。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 下請契約、資材又は原材料等の購入契約その他の契約をしようとする相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項第4号の定めにより、この契約を解除しようとするときは、乙に対し、その旨を2ヶ月前に通知しなければならない。

3 甲は、第1項第1号から第3号及び第6号の定めにより、当該契約を解除する場合は、違約金として第4条第1項に定める契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。ただし、履行済みの分に相応する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

（損害賠償）

第14条 乙は、委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生した損害については、この限りでない。

2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

4 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその賠償をしなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第15条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 16 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(協議事項)

第 17 条 甲及び乙は、相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、この契約の履行について生じた疑義又は定めのない事項については、法令その他慣習に従うほか、甲乙協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため契約書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

名 称 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住 所

商 号

代表者